

## 新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険料（税）及び介護保険料の減免制度について国の支援を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大は、低所得層が多い沖縄県民の生活を直撃しています。

沖縄県商工団体連合会の調査では、8割の自営業者に影響があり、4割以上売上げが減少した業者が63.5%に達し、また地元紙の県民調査では、以前と比べ所得が「半分以下になった」と答えた人が33.7%、その中でも自営業者は「1割以下になった」と答えた人が44.3%に達しています（5月8日琉球新報）。

厚生労働省は令和2年5月1日、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の基準について」（保国発0501第1号）を発出し、「できる限り速やかに保険料（税）の減免に係る周知広報や申請受付を開始」するように要請しています。また、介護保険料の減免についても同様の事務連絡が発出されています。

新型コロナウイルス感染症拡大防止について、5月25日付で全都道府県での「緊急事態宣言」は解除されましたが、その勢いは衰えず世界的には感染者は1,000万人を超え、死者は50万人を数えるなど長期化が懸念されています。

県内においても、予期しない空前の事態に直面し、保健・医療現場はもとより教育現場、観光・飲食業などの各種事業所あるいは農業分野等のあらゆる社会生活への影響が現れました。このような現状に鑑み、県民・市民の生活の救済には、国の継続的な生活支援策が早急に必要です。6月12日に成立した新型コロナウイルスに関する追加対策を盛り込み、10兆円の予備費も含んだ第2次補正予算の弾力的かつ実効的な運用が強く望まれます。

そもそも国民健康保険料（税）は、他の医療保険と比べ、所得に対する料（税）が高すぎると指摘されてきました。今回の新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険料（税）や介護保険料の減免拡充は大きな前進です。国からの10割交付の財政支援が令和3年度以降も継続できれば、国民の不安を和らげ、大きな生活支援につながることは言うまでもありません。

また、生活支援についていえば、自治体現場では臨時的に応援分担体制などでしのいでいますが、通常業務への影響も出ており、スピード感のある対応を行うにはまだまだ十分な体制とはいえません。新型コロナウイルス感染症拡大を予防し、「新しい生活様式」で安心・安全な生活を取り戻すためには、地方自治体及び職員の果たす役割はこれからますます大きくなっていきます。そのためには、人材を確保するための国からの財源支援が求められています。

つきましては、下記事項について強く要請します。

### 記

- 1 国民健康保険料（税）や介護保険料の減免において、国による10割財政支援を令和2年度のコロナ関連特例とするのではなく、令和3年度以降も継続すること。
- 2 国民の安心・安全な生活再建のため、対応する自治体職員等の増員に係る財源措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年7月1日  
宛先 内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、  
経済再生担当大臣（新型コロナウイルス感染症対策担当）、衆議院議長、  
参議院議長  
沖縄県名護市議会